

令和8年度与謝野町奨学資金貸与制度について

与謝野町教育委員会

- 趣 旨 学校教育法に定める大学・専修学校に修学する方で、経済的理由により修学が困難な方に対して、学業に要する費用の一部を貸与するものです。
- 貸 与 額 大学生・専修学校生 月額50,000円
- 貸与開始 令和8年4月
- 申請資格 与謝野町に住所を有する方（申請者：修学する学生本人）
※他の奨学資金制度を受けている方には貸与できません。（併給不可）
- 申請期間 令和7年12月1日（月）～令和8年1月30日（金）
- 提出書類
 - ・奨学資金貸与申請書（兼同意書）
※修学の理由・奨学資金貸与を必要とする理由を記入
※進学予定校の情報が分かるパンフレット等の添付をお願いします。
 - ・推薦調書
- 申 請 先 教育委員会（加悦庁舎2階） 学校教育課
- 貸与決定 町長が決定し、貸与の可否を通知します。（2月末頃）
- 奨学金交付申請
 - ・貸与が決定した方は、奨学資金交付申請書を提出してください。
【※書類は教育委員会から別途送付】
 - ・貸与には2人の連帯保証人と定められた事項の宣誓が必要です。
- 貸与期間 修学する学校等が定める最短修業年限
- 奨学金交付 4～6月分は5月、7～9月分は7月、10～12月分は10月
1～3月分は1月に交付します。
- 償還期間 貸与期間終了月の翌月から、10年以内に償還していただきます。
- 利 子 無利子

問合先 与謝野町教育委員会 学校教育課 電話：0772-43-9025